

郡報

第參拾六號

目次

- 一、町村長會議に於ける郡長の訓示並に指示事項の大要
- 一、町村吏員の心得
- 一、町村會議員の心得
- 一、利根郡縣稅徵收狀況調
- 一、大正五年本郡入營者各兵科入營部隊號及氏名
- 一、林糸之瀨村長の篤志
- 一、郡會議員原澤周作、星野半重両氏の勸業視察報
- 一、トラホームの話 玉木利南東枝々醫
- 一、馬匹去勢法の實施と畜主の心得其他の事項

附 錄

- 一、馬匹去勢法及關係法令

全全四全三附	三六	二九	二九	頁
一	四	三	三	行
二	八	〇	〇	〇正
二	七	三	〇	課
二	五	ノ	ノ	誤
二	四	次	次	
		前	前	
第四條	認メタルトキ	村ニ	村ニ	正
第四條	不良	「一、町村長ハ其進退ヲ慎ミ職	務ニ忠實ナル事」ヲ一項ヲ加フ	
第四條	行爲	「二、去勢手術ノ爲牽出シノ費	用」ノ一項ヲ加フ	
第四條	評價員	不全	認メタルモノ	
第四條	馬匹評價員	所爲	馬匹評價員	
第四條		第四號		

郡 報

第參拾六號

報 告 欄



◎大正五年十一月二十日二十一日ノ両日ニ亘リ開カレタル利根郡町村長會議ニ於ケル同郡長ノ訓示並ニ指示事項ノ大要左ノ如シ

〇訓 示

一、町村自治ノ開發指導ニ關スル件

(1)自治思想ノ普及ニ關スル件

地方自治躰ノ向上發展ヲ圖ルノ途一ナラスト雖地方住民ヲシテ自己町村ノ産業、教育、土木、衛生、等諸般ノ事項ニ亘リテ其現狀ト變遷推移ノ狀況トラ知悉セシメ以テ當該町村ノ長短ヲ探究シ

其長所ハ益々之ヲ助長シ其短所ト認ムル諸点ハ之ヲ詳説シテ部民ノ反省自覺ヲ促シ更ニ進テ其救濟方法ヲ具體的ニ講究施設シ部民共同一致而モ強力ナル意志ヲ以テ之カ實現徹底ニ努メシムルコト亦緊切ニシテ良法タルヲ信ス各位克ク此旨ヲ躰シ吏員ヲ統督シ部民ヲ提携シ以テ自治ノ實績ヲ擧ケラレムコトヲ望ム

(2) 町村ト學校トノ關係ニ關スル件

町村ノ發展ハ其部民自治心ノ向上ニ基因シ自治心ノ向上ハ教育ノ普及徹底ニ基因ス町村カ常ニ教育ノ爲メニ町村費ノ約二分ノ一ヲ費シ倍其成績ノ向上ヲ期スル所以ノモノ亦實ニ之レカ爲メナリ教育ノ普及徹底ハ克ク町村民ノ自治心ヲ向上セシムヘシト雖之ヲ爲シ遂クルニハ學校ノ力ノミニテハ到底庶幾スルコト能ハザルモノニシテ町村ノ力ヲ藉リ提携スルコトニ依リテ始テ善ク目的ヲ達スルヲ得ヘシ彼ノ優良町村ニハ必ス優良小學校ノアル蓋シ偶然ニアラザルナリ故テ以テ町村ヲ改善シ倍優良ナラシメンカ爲メニハ小學校ヲ優良ナラシメ之レヲ以テ教化ノ中心タラシムルヲ要ス此ノ如クセンカ爲メニハ固ヨリ多少經費ノ膨脹ハ免レ難シト雖モ而モ經費ノ増加ノミヲ以テ其目的ヲ達シ得ヘキモノニ非ラスシテ教育者其人ヲ得テ永ク其町村ノ爲メニ盡サシムルニアリ即チ一面ニハ物質的ノ待遇ニ盡スト共ニ一面ニハ精神的ニ優遇ノ途ヲ講シ專心其町村ノ爲メニ盡サザルヲ得サルノ心ヲ起サシメハ茲ニ教育ノ效果表ハレ而モ永續スルニ至ラン所謂勸業、衛生、地

理、土木、稅務等町村ノ事務頗ル繁多ニシテ其施設事項數多シト云フト雖モ一度一般町村民ノ自治心ヲ啓發向上スルコトヲ得ハ期セスシテ其效果ノ見ルヘキモノアルニ至ルヘシ而シテ之レカ實現ヲ期スルノ策必竟スルニ教育ノ普及徹底ニ俟タサル可ラサルヲ思ハ、町村啓發ノ爲メニ町村ト學校ト提携セサル可ラサルハ今更言ヲ要セザル所各位ハ既ニ之ヲ躰得シテ着々其歩ヲ進メツ、アルヲ信スト雖特ニ一言ヲ費シテ一層ノ努力ヲ望ム

(3) 各種團體ニ關スル件

町村ニ於ケル各種團體カ善ク相當ノ成績ヲ收ムルニ至ラハ町村ハ自ラ發展スルニ至ルヲ得ヘシ之レ固ヨリ一般町村民自治心ノ向上ニ俟ツヘキモノ多シト雖モ亦各種團體相連絡提携シ其事業ヲ經營スルコト肝要ナリ彼ノ産業組合ノ如キ或ハ養蠶組合ノ如キ或ハ報德社ノ如キ納稅組合ノ如キ互ニ相連絡スルト共ニ町村ト提携シテ其事業ヲ經營セハ之ニ因テ公共心ヲ養成シ延テ町村自治ノ發展ニ資スルコト鮮少ナラス殊ニ軍人分會ト青年會トノ如キハ其目的トスル所概テ相一致スルヲ以テ兩者互ニ連繫ヲ保テ其施設ヲ經營スルヲ以テ相互ノ爲メニ便益スル所多シトス特ニ青年會ハ本年度ヨリ兩省大臣訓令ノ趣旨ヲ体シ修養部ヲ設ケ大ニ修養ニ努メシムトスルノ時ニ際ス町村及軍人分會ハ之レカ爲メニ大ニ後援ノ實ヲ尽シ町村ノ中堅タルヘキ青年ヲシテ充分ニ其目的ヲ達セシムヘキハ頗ル切要ノ事ニ屬ス宜シク各位ハ各種團體ヲシテ適當ナル方法ニヨリ其連絡提携ノ

途ヲ講ビシメ協力一致各自町村ノ發展ニ資セシムヘク指導誘掖セラレムコトヲ望ム

○指 示 事 項

一、大字協議費ニ關スル件

大字協議費ノ取締ニ關シテハ曩ニ訓示シタル處ナルヲ以テ各位ニ於テモ相當監督ヲ加ヘラレツ、アルヘント信スルモ大正四年度本郡各町村協議費ハ實ニ二万九千參百余圓ニシテ其額甚大ナリト云フヘシ之レ協議費ハ元來法令上ノ拘束制限等ナキヲ以テ冗費甚ダシキニ涉リ又當然町村費ヲ以テ支辨セサルヘカラサル事業ヲ行ヒ或ハ大字民個人ノ負擔ニ屬スヘキモノヲモ協議費ヲ以テ支辨スルガ如キ結果ナリト信ス近時各町村ノ施設事業益々多キヲ加ヘ從テ經費膨大シ住民ノ負擔亦重キヲ加フルノ時ニ當リ如斯支出ノ多額ニ達スルハ住民ノ負擔愈加リ民力ノ衰退ヲ來スノ因ヲナスモノニシテ憂慮ニ堪ヘサル處ナリ各位ハ深ク茲ニ留意シ費途ヲ過ラス冗費ヲ省キ以テ負擔ノ輕減ヲ圖ラシムル様充分監督アラシムコトヲ望ム

一、米麥採種圃ノ設置擴張ニ關スル件

本郡ニ於ケル水稻採種圃ハ各位ノ獎勵ニ依リ本年漸ク四十箇所其反別二町二反二畝拾七步ニ達シ郡内種子所要量ノ約一割弱ヲ供給シ得ルノ計算ナリト雖モ其經營方法ヲ視ルニ町村又ハ町村農會經營ノ名ニシテ事實ハ管理者個人ノ經營ト異ナラサルモノ尠カラズ斯クノ如キモノニアリテハ經

營者自カラ管理者ニ對シテ充分ナル監督ヲ爲スコト能ハサルノミナラス種子配付ト種々遺憾ノ点ナキコト能ハス斯クノ如クンハ採種圃設置ノ目的ヲ没却シ國縣郡ノ施設ヲシテ徒勞ニ期セシムルモノト謂ハサルヘカラス各位ハ既ニ採種圃設置ノ目的ヲ了得セル者宜シク郡民ニ對シテ此ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ルト共ニ來ルヘキ大正六年度ニ於テハ採種圃面積ヲ擴張シ經營團體ヲシテ成ルヘク其ノ町村ニ於ケル種子所要量全部ヲ供給シ得ラル、様計畫ヲ樹テ適當ナル經費ヲ計上セシメ以テ左記方法ニ依リ確實ニ經營ヲ爲サシムル様努力セラルヘシ

次ニ麥採種圃ニ就テハ本年僅カニ川場赤城根新治ノ一部ニ之カ創設ヲ見タルニ過キスト雖モ是亦大正六年度ヨリハ各町村ニ於テ水稻採種圃同様ノ組織ニ依リ該採種圃ヲ設ケテ漸ク改良ヲ期セラ

記

一、町村又ハ町村農會ニ於テ直接經營スルコト

二、町村又ハ町村農會ニ於テ生産種子購上クノ契約ヲ以テ確實ナル者ニ依託經營ヲ爲サシムルコト
(郡農會ノ原種圃經營方法ト同一形式)

三、組合組織ニ依リ經營セシメ充分監督ヲ爲スコト

一、裁額俵量ノ壹定ニ關スル件

本件ハ十月十八日付一第三二一〇號ヲ以テ各位並ニ町村農會長ニ對シ通達シタル事項ニシテ其ノ
趣意ニ就テハ己ニ充分了得セル所ナルヘシト雖モ之カ實行上ニ關シテハ舊來ノ慣習ト地方ノ事情
トニ依リ容易ニ望ミ難キ場合ナキニシモアラサルヘシ然リト雖モ之カ實行ヲ期スルコト能ハスシ
テ此ノ儘ニ放任スルトキハ四圍ノ事情ハ早晚名産沼田大豆ヲシテ取引上ノ不況ヲ招カシメ郡重要
物産ノ減耗ヲ來スコト自明ノ理ナリ各位ハ宜シク此ノ点ニ留意シ當業者ニ對シ適當ナル勸奨指導
ヲ加ヘ左記各項ノ實行ヲ期セラレムコトヲ望ム

記

- 一、調製ニ注意シ十分乾燥シタルモノニアラサレハ俵裝セサルコト
- 二、寺俵ノ容量ハ必ス四斗入レト爲シ不正行爲アルヘカラサルコト
但シ俵ハ米ノ空俵ヲ使用スルモ妨ナシ

一、本縣産米検査施行準備ニ關スル件

本縣産米検査施行計畫ニ對シ之カ準備行爲トシテ俵裝改良、俵米審査標準ノ査定小作俵米品評會
ノ開催並ニ町村地主智設立其他ニ關シ屢々各位ノ斡旋ヲ要請シタルコトアリト雖モ未タ町村地主
會ノ設立ヲ見タルモノ三ヶ町村改良俵裝傳習會ヲ開催シタルモノ僅カニ薄根村一ヶ村ニ止マリ豫
期ノ進捗ヲ見ルコト能ハサレハ甚タ遺憾トスル所ナリ斯クノ如クシテ推移セハ或ハ検査施行ノ曉

ニ至リ尙地主小作者間ニ於ケル意志ノ疏通徹底ヲ見ルコト難カルヘク相互ノ不利益尠カラサルヘ
キヲ想フ各位ハ宜シク本件ニ關シ從來指示セル方針ニ基キ此際更ニ左記各項ニ就キ適切ナル指導
勸奨ヲ加ヘ速ニ具躰的成果ヲ擧クル様盡力セラルヘシ

- 一、小作米審査標準査定ニ關スル件
- 二、改良俵裝傳習會ヲ開催シ之カ普及實行ヲ期スヘキ件
- 三、小作俵米品評會開催ニ關スル件
- 四、町村地主會ノ設置ニ關スル件
- 五、産米検査施行ノ際地主小作者間ニ於テ當然起ルヘキ改良俵裝ニヨル小作上米俵裝料ノ補償獎勵
米ノ交付等ニ關シ何等ノ誤リナキ様今ヨリ適當ノ方法ヲ以テ趣意徹底ニ努ムヘキ件

一、部落講話會開催ニ關スル件

産業ニ關スル智見ヲ擴シ、農業經營上及農事改良上ニ資スル爲講話會ヲ開設シ一般當業者ノ覺醒ヲ
促スハ町村町村農會、他團體ノ事業トシテ極メテ有効適切ノ施設ト信スルニ依リ來ルヘキ農閑時
期ヲ利用シ周テ各部民ノ聽講ニ便スル爲一部落ヲ區域トセル講話會ヲ開催シ可成當面ノ問題タル
米麥品種ノ改良堆肥並ニ自給肥料ノ生産管理交雜蚕種其他産業上地方適切ナル事項ヲ撰定シテ部
落講話會ヲ開催シ部民智見ノ啓發ニ努メラルヘシ

一、獎勵事項ノ指導督勵ニ關スル件

産業獎勵上ニ關スル施設多クアリト雖モ其ノ間自ラ二種ノ方面アルコトヲ認メサルヘカラス一ハ多年ノ經驗上既ニ地方ニ適切有効ノ事業トシテ一般ノ認容セル事業ニ對シ之カ改善進歩ヲ期スル爲加フル獎勵施設ニシテ一ハ其ノ良否未定ノ事業ナルモ將來有望ト認メ試驗的ニ經營セシムル事項ニ對シ指導誘掖シ以テ新ニ生産ノ途ヲ開カムカ爲ニ加フル獎勵ニシテ椎高人工栽培、山葵栽培、篤竹及芝細工、白柿製造、白炭製造等副業的作業ニ属スルモノ主トシテ後者ニ多シ本郡ノ如キ地域廣濶ニシテ未タ遺利ノ拾收セラレサルモノ尠カラサル地方ニ在リテハ之等事業ノ成否ハ郡經濟上ニ至大ノ影響ヲ及ホスヘク郡ニ於テ己ニ夫々獎勵ニ努ムルトコロアリト雖モ是等ハ事ノ成否如何ヲ問ハス確定セル結果ヲ見ルニアラザレハ一時的失敗ノ爲妄リニ中途挫折シテ止ムヘキ性質ノモノニアラス不屈不撓之カ實績ヲ舉タルコトニ努メサルヘカラス各位ハ克ク縣郡ノ獎勵施設ヲ辨認シテ協力一致郡ノ福利増進ノ爲適當ナル施設獎勵ヲ講セラルヘシ

一、在郷軍人會ニ關スル件

在郷軍人會ノ近況ニ就テハ各位ノ既ニ諒知スル所ニシテ近時其ノ外形上ノ成績稍々見ルヘキモノアリト雖モ内容未タ之ニ伴ハサルモノ多シ抑モ在郷軍人ハ郷ニ在リテハ其ノ職業ニ精勵スル淳朴ノ國民トナリ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城タルヲ以テ本分トス此ノ本分ヲ盡サシムムカ爲ニハ在郷軍

人タルモノ各其ノ責任ヲ自覺シ奮勵スルハ勿論外一般官民亦舉テ之ニ協力シテ其ノ發達ヲ翼成セサル可ラス曩ニ本年九月廿五日付ヲ以テ陸海軍兩大臣並ニ在郷軍人會々長ハ在郷軍人ニ對シ訓示セラレタル所全ク前述ノ趣旨ニ外ナラス本郡内各町村分會ニアリテモ勿論訓示ノ趣旨ニ從ヒ益々奮勵シテ之カ貫徹ニ努メツ、アリト雖モ各位亦ヨク其ノ趣旨ヲ諒シテ之カ後援助力ニ努メ以テ地方開發ニ資セラレムコトヲ望ム

一、神社崇敬並ニ神饌幣帛料供進ニ關スル件

神社ハ國家ノ宗祀ナリ國民舉テ崇敬ノ誠ヲ致スヘキハ言ヲ須タサル所ナリ近時神社ヲ尊重スルノ風一般ニ著レキヲ致セルハ甚タ欣フヘキノ事タリト雖モ未タ尙之カ設備ニ關シテハ遺憾ノ点ナキ能ハス故ニ神社ハ古來皇室並ニ國家ニ至深ノ關係ヲ有スルモノ不尠ヲ念ヒ益々其内容ノ整善ヲ促シ國民ヲシテ愈神社崇敬ノ念ヲ篤ワセシムルヲ要ス然ルニ郡内所在ノ村ニシテ設備不充分ノ爲メ明治三十九年四月三十日勅令第九十六號ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進シ得ルニ至ラサルモノ及近ク建物ヲ築造シ又ハ維持方法ヲ確立スル等相當資格ヲ得タルモ未タ知事ノ指定ヲ受ケザルモノ多數アリテ甚タ遺憾ノ義ニ付後者ニアリテハ速ニ内申セラルヘク又前者ニアリテハ此際氏子ヲシテ其設備ノ完成ニ努メシメ以テ一層敬神ノ念ヲ振興セシムルト共ニ神饌幣帛料ヲ供進シ得ラルヘ資格ヲ得セシムル機努ムヘシ

一、神社基本財産管理ニ關スル件

神社基本財産ノ管理ハ法規ノ定ムル處ニ從ヒ之カ保管ヲ爲サシムヘク尙預金利子債券利子等ニシテ基本財産ニ編入シ積立テタル時ハ其時々基本財産編入届ヲ提出スヘキ様注意セラレハシ

一、神社財産登録ニ關スル件

神社ノ財産ハ明治四十一年三月二十三日法律第二十二號ヲ以テ定メラレタル如ク登録シテ初メテ神社財産タルヘキヲ以テ神社ニ於テ財産ヲ取得シタル時ハ明治四十二年縣令第十六號ニ從ヒ速ニ之カ登録ヲ爲サシムル様指示セラレタレ

一、將校生徒募集ニ關スル件

大正六年度召募スヘキ士官候補生主計候補生中央幼年學校豫科生徒地方幼年學校生徒ニ關シ陸軍召募規則第二條ニ依リ去ル九月三十日官報第一二五一號ヲ以テ召募ノ人員及志願者ノ心得ヲ定メラレ尙曩ニ志願者心得ヲ送附シ置キタルヲ以テ既ニ了知ノ事トハ信スルモ此際一般ニ徹底スル様努メラル、ト共ニ之カ志願者數ヲ増加シ且ツ素質ノ優秀ナル者ヲシテ志願セシムル様中學校長並ニ小學校長ト謀リ遺漏ナキヲ期セラレタシ

一、衛生思想ノ普及ニ關スル件

傳染病豫防並ニ一般衛生事務ニ關シテハ從來指示訓達ヲ重ネタルコト再三ニシテ止マヌ各位亦常

ニ遺算ナキヲ期スルト雖連年多少患者ノ發生ヲ見ザルコトナク殊ニ腸室扶斯ノ如キハ數年以來漸次増加ノ傾向ヲ示シ本年ニ於ケル沼田町片品村ノ如キハ己ニ拾數名ノ多キニ達シ底止スルトコロヲ知ラス其他各町村多少患者ノ發生ヲ見サルハ少ク又實扶的里亞病ノ如キ是又漸次患者ノ數ヲ増加スルモノ、如シ從テ以上傳染病ニ要スル所ノ村費支出ニ至リテハ連年其金額ヲ算シ尙衛生組合ハ勿論個人トシテ要スル費額亦鮮ナシトセヌ寔ニ遺憾トスルトコロナリ

抑衛生思想ノ幼稚ナルハ常ニ傳染病ノ豫防及治療ニ支障ヲ生スルコト論ヲ俟タス故ニ該病ノ豫防撲滅ノ期スルハ常ニ衛生思想ノ普及ニ努ムルヲ以テ肝要トス各位能ク傳染病ノ襲來ニ依リ物質的ニ將々精神的ニ消耗消費スルコトノ多額ナルヲ思ヒ常ニ部民ヲシテ衛生思想ノ涵養啓發ニ努メラレムコトヲ望ム

一、縣稅徵收事務ニ關スル件

本郡ニ於ケル縣稅徵收成績ハ漸次良好ニ向ヒツ、アリト雖モ未タ尙多數ノ滯納者ヲ出ス向アルハ甚タ遺憾トスル所ナリ然シテ之カ滯納整理ニ就キテハ非常ノ手數ト多額ノ費用トヲ要シ又町村ニ於ケル縣稅徵收交付金ノ收入ヲ減シ相互ノ不利益少ナカラス依テ各位ハ宜シク此點ニ留意シ常ニ滯納ノ弊習アル者ニ對シテハ豫メ納期前特ニ諭示ヲ加ヘ可成滯納者ヲ少ナカラシムルニ努メ尙且滯納スル者ニシテ之カ處分ヲ勵行シ其惡風ヲ矯正スヘキモノハ成規ノ滯納報告書ヲ提出セラルヘ

ク特ニ本件ニ付テハ一段ノ努力ヲ望ム

建物建築税届出ニ就テハ大正元年八月三日二第二九號様式ニ依リ竣工ノ場合ハ直ニ届書ヲ徴シ提出スヘキ筈ナルニ其届出少ナク檢舉ヒラル、モノ多シ是當局吏員ノ周到ナル調査ヲ欠クモノナルニ依リ將來一層綿密ナル調査ヲナシ脱税者ナキ様注意セララルヘシ

一、青年指導ト婦人會ニ關スル件

青年ニ對スル指導ニ就テハ各位常ニ深く留意セラレ相當計劃ヲ立テ之レカ實行ニ努メラレツ、アリト雖モ就中青年處女ニ對スル指導誘掖ニ就テハ未多キヲ聞カサルハ遺憾トスル所ナリ青年ヲ優良ナラシムル爲メニ處女ヲシテ優良ノ美風ヲ尊重スルノ氣風ヲ馴致スルコトハ特ニ肝要ナルコトナリト信ス各位宜シク特ニ此点ニ留意セララルヘシ

一、特別教授ニ關スル件

大正五年度ニ於ケル縣下ノ特別教授兒童數ハ實ニ三、〇七〇人ニシテ學齡兒童總數一四四、一四一人ニ對シ百分ノ二強ニ當リ之レヲ本郡ノ特別教授兒童數三五九人學齡兒童總數九九六八人ニ對シ百分ノ四弱ニ當ルヲ比スレハ縣平均數ノ約二倍ニ相當ス其數減ニ多キニ過ク宜シク各位ノ周到ナル注意ニ依リ其數ノ減少ヲ期セラル、ト共ニ己ニ編入セルモノニ對シテハ特ニ其出席ヲ勸誘獎勵シ教育普及ノ實ヲ擧ケラレンコトニ努メララルヘシ

○ 諸 問 事 項

一、納税整理ニ關スル件

近時納税ノ成績稍良好ニ向ヒツ、アルハ喜フヘキコトナリト雖二三ヶ村ヲ除キテハ全ク滞納ノ弊根ヲ斷絶スルコト得サルハ甚タ遺憾ニシテ之等ハ延テ役場事務ノ進捗ヲ阻害シ地方自治体ノ向上發展ニ影響スル處甚大ナリトス惟フニ滞納ノ弊風ハ一部民ノ道義ニ缺ケルノ結果ナリト雖一ハ當局者ノ指導並措置其宜シキヲ得ルト否トニ存スルハ言ヲ俟タサル處ナリト信ス故ニ各位ニ於テハ此ノ点ニ付相當考慮セラレツ、アルヲ以テ茲ニ各位ノ意見ヲ聽キ採長補短以テ一日モ速ニ成績ノ向上ヲ計ラントス依テ之レカ納税整理ニ關スル施設經營事項並ニ今後ノ方針等開陳アラントヲ望ム

◎ 町村吏員の心得

一、町村長の職は地方の開発に最も直接の關係あるものなれば責任あることを自覺する事

一、町村は其地方の儀表となるべきものに付感化の力殊に多きことを自覺し能く其躬を慎み徳を積む様心懸くる事

一、町村長は常に部下吏員の養成訓練に心懸け且其實績を明にする事

- 一、町村長は常に其部内の融和親睦を圖ることに留意し時々部内を巡りて懇切指導に努むる事
- 一、町村長は部内人民に對して克く團體の事情を周知せしめ公共心の發輝に努むる様心懸くる事
- 一、町村吏員は其の地位の重きを自覺し服務規律を遵守して苟も廉恥を破り品位を傷ふか如き所爲あるへからざるは勿論其の職務に對して専ら忠實勤勉を旨とし懇切公平の取扱を心懸くる事
- 一、町村吏員の間共同一致の實を缺くか如きことあるに於ては地方の圓滿を期する能はざるに依り吏員は協心戮力して其職に盡す様心懸くべき事
- 一、事務打合會は吏員の執務其他に關し裨益する所少からざるへきに付時々之を開催し自他の研究に資する事
- 一、有望の青年等に書記の事務を補助せしむるは適材を得るの一手段として土地の狀況に依り必要な事

◎町村會議員の心得

- 一、町村會議員は團體に於ける重要な公職なるか故に議員たるもの専ら其地方の公益を念し且平素町村内は勿論他地方の事情を察し當局者の援助に努むる様心懸くる事
- 一、町村會議員は一己の私情黨派の關係を忘れ團體の利害に就ては一家の如き心得を以て事に當る事
- 一、町村會に就ては時間の履行を期し流會等の事之れなき様心懸くる事
- 一、町村吏員の選舉は最大切の事なるを以て其人選に關して深く注意する事

曩キニ最近三ヶ年度ニ亘リテ本郡縣稅徵收狀況ヲ調査シタルニ左表ノ通りニシテ其成績良好ナラナルハ甚タ遺憾ナリ別項町村長會議ニ於ケル郡長指示ノ次第モアリ成績不良ノ町村ハ當局者及納稅者共ニ此際特ニ充分ノ注意ヲ望ム

自大正二年 至大正四年 縣稅徵收狀況調

町村名	年度	調定濟額	納期限後三日迄ノ收入濟額	收入未濟額	調定額ニ對スル收入歩合
沼	大正二年	一、二、二八六、五九〇	七、二〇六、七五〇	五、〇七九、八四〇	五八六
田	大正三年	一、二、三三五、六四〇	九、六六七、二一五	二、五六八、四二五	七九〇
町	大正四年	一、二、二八一、七九五	一、〇、一〇六、五四五	一、一七五、二五〇	八九六
利全		五、二八八、四三〇	五、二二二、三〇〇	六六、一三〇	九八七
南全		五、〇九二、五〇〇	五、〇五四、八一〇	二七、六九〇	九九二
村全		四、五一八、四四五	四、五一八、四四五	一、〇〇〇	一〇〇〇

古馬牧村 水上村 村上村 桃野村 新治村 川田村 久呂保村 全全全

五、六七二、三〇五	三、二〇七、六五〇	三、一七一、五八〇	二、八五六、八八〇	五、八七三、九七〇	五、五九三、六二五	四、八六〇、九五五	九、二九五、〇一〇	八、八一二、八六五	七、七六七、五一五	四、九五四、七四〇	四、七〇〇、四五五	四、一七三、八六〇	三、九七〇、五〇〇	三、七九二、三八五	三、二五九、一〇五
五、六五七、九九〇	三、一七一、一一五	三、〇九〇、二九〇	二、八五三、九〇〇	五、八七二、二八〇	五、五九三、六二五	四、八六〇、九五五	九、〇七七、〇九五	八、六四〇、六八〇	七、七〇六、三〇〇	四、八一二、七三五	四、四五七、七〇〇	四、〇六一、六四五	三、五四六、二〇〇	三、六〇三、八六五	三、二二二、七九五
一四、三一五	三六、五三五	八一、二九〇	二、九八〇	一、六九〇	一	一	二二七、九一五	一七二、一八五	六一、二一〇	四二、〇〇五	二四二、七五五	一一二、二一五	一二四、三〇〇	一三八、五一〇	二六、三一〇
九九七	九九四	九九四	九九九	九九九	一〇〇〇	一〇〇〇	九九七	九八〇	九九二	九七一	九四八	九七三	八九三	九六三	九九二

白澤村 東村 片品村 川村 鳩村 池田村 田村 蓮根村 全全全

四、五六六、八九〇	四、〇二七、九三〇	四、〇九九、三二五	三、三二四、七九〇	四、七三一、二四〇	四、五二八、一三〇	四、〇二五、〇三五	五、八九二、一〇五	五、六〇七、九五五	四、九四四、二七五	五、四六五、六〇五	五、二〇一、二二五	四、五七一、三三五	六、九二二、六八〇	六、五九四、〇〇五	五、七八三、〇六五
四、五〇八、〇一〇	二、九四七、七四〇	二、六八〇、一二五	三、一六六、三五〇	三、八五九、三二五	三、七六一、五〇〇	三、六七〇、五八五	五、八九二、一〇五	五、六〇七、九五五	四、九四四、二七五	五、四九五、一七五	五、一九〇、一二〇	四、五六五、五三五	六、九二二、六八〇	六、五九四、〇〇五	五、七八三、〇六五
五八、八八〇	一、〇八一、一九〇	一、四一九、二〇〇	二〇八、四四〇	八七一、九〇五	七六六、六三〇	三五四、四五〇	一〇、四三〇	一一、〇九五	五、七九〇	一	一	一	一	一	一
九八七	七三一	六五三	九三七	八一六	八三一	九一二	九九八	九九七	九九八	九九七	九九七	九九九	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

赤城根村 全 全 全 全

三、五八一、九六五	三、五四七、二三五	三四、七三〇	九九〇
三、三九五、六八〇	三、三八九、〇三〇	六、六五〇	九九八
二、九八〇、二四五	二、九七五、〇七五	五、一七〇	九九八
二、三〇七、八三〇	二、二一五、一九〇	九二、六四〇	九五九
二、二二三、三六五	二、一一三、七六〇	一〇九、六〇五	九五九
一、九三七、四四五	一、八五九、九七五	七七、四七〇	九五九

○大正五年十二月一日入營シタル本郡内各兵科入營部隊号及其氏名左ノ通り
 但十二月一日入營ニアラサル輻重輸卒ノ二期三期四期入營兵モ便宜之ヲ掲載セリ

入營部隊	町村名	氏名	入營部隊	町村名	氏名
近歩 一	新治村	原澤 定吉	近歩 三	桃野村	齋藤 輝
二	片品村	星野 虎治郎	近歩 三	久呂保村	星野 橘治
三	水上村	木村 嘉十	近騎 一四	池田村	小林 徳太郎
	桃野村	原澤 祐一郎		片品村	井上 彌一
	川田村	生方 巳代次		川場村	星野 啓治
	利南村	津久井 湧太郎		古馬牧村	久保田 高資
	東 村	小林 賢太郎			阿部 助一郎

近野砲 一三	白澤村	中村 佐嘉衛	全	糸之瀬村	加藤 幸三
全	片品村	星野 吉郎二	全	川場村	入澤 肇作
全	白澤村	小林 豊治	全	薄根村	吉野 國造
全	赤城根村	小林 郡司	全	薄根村	高井 藤太
全	白澤村	鶴淵 清	全	桃野村	高橋 良平
全	桃野村	田村 牧治	全	沼田町	岡村 糸吉
全	川田村	伊與久 陸直	全	池田村	峰川 淺吉
全	沼田町	木村 高二郎	全	古馬牧村	篠田 茂富
全	桃野村	原澤 喜與治	全	水上村	阿部 仙太郎
全	川場村	金子 吉三郎	全	片品村	星野 重吉
全	薄根村	桑原 廣之助	全	薄根村	萩原 勝藏
全	片品村	星 辨吉	全	新治村	松井 光治
全	桃野村	尾崎 唯雄	全	新治村	高橋 岩次郎
全	片品村	入澤 誠	全	白澤村	角田 寛一
全	池田村	宮田 鶴司	全	池田村	峰川 末吉
全	久呂保村	田中 由太郎	全	水上村	岩井 孫次郎
全	片品村	星野 金五郎	全	新治村	田村 金造
全	桃野村	小野 吉三郎	全	沼田町	菅沼 虎三
全	川田村	塩川 丈吉	全		金子 保一
全	池田村	牧野 薫	全		小林 藤吉

十四步十五聯隊

利南村	星野 長二
青柳恒太郎	須藤 申平
星野 和平	青池 久平
小野 德治	金子忠次郎
金子作太郎	小林 虎太
藤井十七吉	戸丸 忠吉
狩野元之助	星野政太郎
小暮 久司	松井 敬三
石田熊次郎	中島 勳藏
清水淺次郎	齋藤幸太郎
大坪晃之助	

右馬牧村	眞庭 憲英
馬場 龜雄	中島米次郎
水上村	阿部 幸長
林 孝一郎	高橋市太郎
高橋友太郎	田村角三郎
高橋 重一	原澤 敬智
川田村	生方 考助
深代 卓司	生方 高光
楠野頼五郎	石坂茂平次
金井奎太郎	高橋興次郎
堤 琢一郎	青木 銀次
松井隼之助	

七步二七聯隊

輻重七大隊
十九步

赤城根村	小林 義助
新治村	鈴木彌壽介
沼田町	吉岡 忠一
新治村	本多磯治郎
白澤村	角田 喜八
片品村	星野 光三
池田村	宮内 幾藏
水上村	宇津木哲夫
池田村	石田和一郎
沼田町	山田松之助
東 村	高橋金五郎
池田村	戸丸 馨
片品村	深見 清作
古馬牧村	木村喜久次
桃野村	石坂銀次郎
同	伊能常次郎
新治村	石坂富士太郎
同	本多 貞吉
久呂保村	高橋 涉

赤城根村	小林五七郎
片品村	萩原 和山
新治村	原澤 匡一
赤城根村	笛田 安造
片品村	吉野 淺次
附記 本表ニハ事故者ハ之ヲ除キ補欠者ヲ加フ	
步十五ニ入營ノ白澤村中村要次郎ハ十二月八日兵役免除トナル	
步十五ニ入營スヘキ水上村平賀真一ハ無届不應ノモノ	
一年志願兵左ノ通り	
工兵 十四	川田村 愛橋 義男
步 六十六	川場村 宮田彌右衛門
步 十五	新治村 生方 吉次
輻重 十四	糸ノ瀨村 横坂 貞治
步 六十六	沼田町 金子 近次
全	糸ノ瀨村 加藤喜一郎

◎林系之瀨村長の篤志

本郡系之瀨村長勳七等林源五郎氏は先般立太子禮奉祝の誠意を表する爲め同村小學校基本財産中へ金參拾圓寄付申出の處大正五年十一月三日同村會に於て之を拜納することに議決したり誠に奇特の行爲と謂ふべし

◎勸業視察報告書

郡會議員
原澤周作
星野半重

郡會の決議に據り吾等郡會議員中より郡外視察を決行する事となり、原澤周作、宮田會吉、星野半重、高山亥作の四名は野中利根郡長の指名推薦せらるゝ所となり、吾等四名は、大正五年十月十四日利根郡役所に會同し視察の目的に關し諸般の協議を遂げ一行を二分し一方面は原澤周作、星野半重の

兩名の組とし一方面は宮田會吉、高山亥作の兩名の組として吾等兩名は協議の結果畜産と蠶業々ひ一般農業狀態殊に副業方面に於ける狀況等に付き着眼し大正五年十月二十日利根郡沼田町を出發し全月三十一日歸郡せるを以て爰に視察の概況に付いて報告することとせらるも素より鈍筆の克く其の狀況を詳にする能はざるを竊に憂慮するものにして隨て字句の妥當を缺く嫌いなさを保し難く豫め寛恕を乞ふ

△十月二十日 午前七時沼田發利根軌道馬車によりて出發し前橋市に着全驛よりヒ野停車場に下車更に兩國停車場に到り千葉縣千葉町に向ふ、全夜十時全町に到着し一泊す

△十月二十一日 午前七時千葉町を出發し千葉縣印旛郡遠山村三里塚に向ふ全九時全地に着し恰も好機あり御料牧場の牛馬競賣開始せられあるを視察せり

○視察概要

御料牧場は宮内省の直接經營せる所にして牧場内に競賣場を設く、其の設備に至りては雄大なるものあり、方法は利根郡産牛馬組合主催糶市の方法と大差なし、而して牧場内を三區に分け兩國、三里塚、駒の頭の三個所として之れか惣面積は三千四百四十七町八反四畝十九歩を有す、當日（三里塚競賣のみを記す）の出場頭數は擧ぐれば牡馬二才以上十四才以下四十二頭、牝馬二才以上二十才以下三十四頭の外番外五等あり牛の競賣は前日なりしたため參觀せざるは遺憾とする所なりき、競賣狀況を當

事者に付いて聞くに當日の競賣産駒最高參千參百圓、最低七十圓なり、而して何れも出場産駒は卸料牧場に於て繁殖せるものゝみにして其の種類は數多きも就中最も多きを占むるは「牛は不明」馬匹に於ては「サラブレット」種「アングロアラブ」種「ハクニー」種の三種類にして其の最も高價なるは「ラブレサット」種にあり云々

以上の狀況を目撃し産牛馬組合事業の向上發達を謀るは牛馬に於て其の種類的選擇と優良牛馬の増殖を期するは斯業刻下の適切にして急務なるに留意し前者の競賣狀況に付いて深く鑑みるものあるを信ず、附言し置く、かくて全夜全地に一泊す

△十月二十二日、午前中數時間に及び全牧場係員の案内にて牧場内を一巡せるに總て其設備の整備し居るに驚嘆の外なかりし、全日午後全地を出發して再び千葉町に向ふ、途中全縣印旛郡佐倉町に至り全郡役所を訪問したるに折悪しく日曜日なりしたため郡長に會見するを得ざりし爲め郡施政上に付いて親しく聴取せざりしを遺憾とす、然れども居合せたる郡書記板倉定之進氏の厚意に據つて全氏案内の下に全町舊城主堀田千爵の經營せる堀田家農事試驗場に到り、農園及び果樹園を視察す

○視 察 概 要

全試驗場は普通農作物園藝及家禽を經營す總て一般的に試作試験を敢行して其の成績の有利有望と認めたるものは全試驗場發行に係る農場通信に公表し之を無償頒布し以て一般郡民に周知せしむると同時に郡農會、縣立農事試驗場と常に連絡を圖りて斯道の改良發達に腐心する所あり、好結果を收めたる事業にして郡民は勿論他郡市民より希望者ありて之が分譲の申込みありたる場合等に至りては買費を以て分譲し一面、實地指導者を派遣せしめ誘掖指導に努め不幸にして萬一にも不結果に終るときもらんか、之か内容を研究し原因を究めて參考に資する所あらしめ一方被不結果者に對しては不足額の調査を行ひて辨償をなし努めて農業界刷新の發達を謀り居れり一面、堀田千爵は自身の尊農會長となりたる縣下希望者を以て組織したる尊農會にては春秋二回總會を開き斯道専門技術家及び名士を招聘して講演會を開き農業上に於ける智徳を啓發せしめ、他面にありては全千爵夫人は鶏卵貯蓄組合を組織して一般郡民は勿論縣民の貯蓄思想の向上普及を圖つ、あるの何れも其の成績の顯著にして好果を納つ、あれりと而して之か一切に要する費用は堀田千爵の自辨とする處にして全千爵夫妻の共に公徳心篤きは洵に奇特と云ふべく全千爵の所業に付ては吾等一行の深く感激する所にして吾等利根郡民の模範として共に俱に之の倣ひ農業會の刷新と向上發達を期せられんことを望するものなり、斯くて全場の視察は終りて全夜五時半千葉町に歸來し全町に一泊す

▲十月二十三日 午前九時頃千葉縣廳を訪問、勸業課に主任技師に會見し全縣下に於ける勸業狀況一般に付き聞くに普通農事と云い漁業と云い最も毀盛を極めつゝあれりと、而して一般的に家禽及び養豚事業旺盛にして既住に於ては之を農家の副業とせる時代ありしも東京市に近接し交通機關の完備

に據つて家禽に養豚の如きは需要の擴大と共に現在にては之等事業を正業とするの状態にありて未だ需要者に對しては満足を與ふる能はざるの現況なるを以て全縣下一般に亘りて之か經營をなさざるは無く殊に安房郡の如きにありてはために種牡牛及び養豚の種畜場を設置し之か増殖を謀り千葉町に設立しある種畜支場の如きは昨年迄は種牡馬、養雞、養豚の三種を經營しつゝありしも本年後よりは種牡馬は民間事業の一助ならしむるため貸與し以て増殖を圖りて全事業の發展を期さんことに努力せられつゝあり支場は現に養鶏及び養豚の二種に限定して努めて之か増殖を圖り居れるが將來頗る有望事業の一に數へられ全縣民の一般に認識すると同時に當局者は益々之か奨励と普及とを謀り居れり、其他各般に於ける事業勃興し隆盛の域に達しつゝありこ、夫れより千葉種畜支場に到り技手吉田直次郎氏を訪問したるか勸業主任技師の語られたると同様なるを以て爰に省略す、全場を一巡り視察を終りたるか少しく副業に付いて勸業主任の語られたる處を茲に附言し置くに練乳事業に澱粉製造の如きは一般農家の副業として其の産出高も多く見るべきものありき而して之等副業中、澱粉製造業の如きは土地粗悪なるも其の原料を容易に收穫し得るを以て吾利根郡の如き山間部にありて最も適切なる事業とし之か實現を期するは農業經濟上有望なるを確信するものなり。

斯て全日午後二時頃全地を出發して茨城縣水戸市に向ふ、全夜七時頃全市に到着一泊す。

(未完)

◎トラホームの話

利南東校々醫 玉 木 緝 熙

人生の最大苦痛は疾病であります、亦疾病の内でも眼の疾病程不愉快を感ずるものはありません、視界が狭くし精神を沈鬱ならしめて、直接間接に非常の損失であります、現今蔓延して居ります、トラホームに就て聊か愚見を述べて見ようと思ひますが、元より淺學菲才皆様の御首肯を得るや否や疑問てありますが、幾分ても御爲めになれば幸甚であります。

トラホームは如何なるものかと申しますと、其名は希臘語から來ましたもので凸凹或ば粗造不平と云ふ様な意味でありまして、西歴紀元後六十年位から始つた名稱であります、最も古く亞刺比亞、希臘、羅馬、埃及などにあつたと云ひますが、最近の調べによると、今より三千五六百年前既に埃及には此の病があつたと申します、歐羅巴でトラホームに注意し初めしたのは、御承知の那翁一世の埃及遠征からであります、即ち十八世紀の終りから十九世紀の初めにかけて、那翁が英吉利に對する爲め埃及に三十万の兵を出した、此の時佛蘭西の兵はトラホームの爲めに非常に苦しめられて、多數の患者を連れて本國に歸りましたので、初めて歐羅巴にトラホームか這入りました、其後伊獨埃英露等多くの國が佛蘭西と交戦致しました爲めに此等の國、擴かつて盛んに流行を來したので、爲めに軍人眼

炎或は埃及眼炎と云ふ別名があります位です、爾來非常の大流行をした爲め大いに世人から注意を拂はるゝ様になつて是れ以來トラホームは國際問題となつたのであります、以上は西洋の事でありませしが東洋では印度、支那、日本には餘程古くからあつたろうと云ふ事です、御承知の通り日本の醫學支那の醫學は(即ち漢方)甚だ不完全の物でありまして、充分の研究がない爲に漢方の書物などにも其症狀に就ては詳細の記載がありませんから分りませんが、足利時代には此のトラホームがあつたろうと云ふ事です其時分は濼襪眼或は倒睫など云つたさうです然し只今老人などの申す腐れ目たゞれ目など申す者は恐らく皆トラホームの事です、我日本てトラホームの國家問題となつたのは僅々十七八年以來の事だと思ひます、

扱てトラホームとはどんな疾病かと云ふと、一つの慢性の疾病で常に數日數年乃至十數年の経過を取る傳染性の眼疾で、侵す所は結膜であります之、捨て、置けば長い経過の後には劇しい障害を殘すもので自然に治癒すると云ふ事は極めて稀であります、夫れて此の疾病の傳染性と云ふ事に就ては近々迄疑つて居た醫學者もありましたが随分劇しい多數のトラホーム患者と同居して居て生涯感染しない人もあり、又偏眼疾で他の眼には傳染しない者もありますが、それは個人の體質の致す所て傳染性のある事は今日些の疑はありませんが、此の疾病を起す原因は何であるかと云ふ事は今日未だ明ではありません、トラホームは眼瞼結膜及穹隆部に顆粒が出來まゝるので其顆粒は腸の内膜にあります潰胞と

同じものであります、それから結膜の乳頭が肥大して顆粒は一つ／＼に離れずに二三個集つて大きな者となり或は一帶に密着して結膜は廣く變質して仕舞ふ、即ち瀰滿性となるのであります、トラホームは是丈の疾病でありますが、猶詳細に記載しましたが皆さんには無意味でありますから、症狀を就て御話致しますよう、此のトラホームの出來まゝ結膜とはどんなものかと云ふに眼瞼の裏面から眼球の前面を被ふ所の一つの袋でありまして、横から見ると圖



の如き形をして居ります、トラホーム急性症と慢性症とに區別して居ります、

急性トラホームの場合には劇しい炎症があつて結膜を翻轉して見ると一般に充血して初め小さい乳頭が段々大きくなつて來まして、其内に顆粒が現はれて來ます、其顆粒は初め極めて小さく組織の中に深く這入つて居、其色は灰白色で僅かに黄色を帶て奇麗なものでありませす、其の出來る部分は色々

て初めは穹隆部に出来るもの、内外眥部に限局して出来るもの、或は中央部に散在して僅かに粟粒を
蒔いた様に出来るもの、等色々であります大きさとは帽針尖或は帽針頭大て多くはルーベ(虫眼鏡)で見
なければ分らぬ位であります、夫れが段々大きくなつて同時に表面へ隆起して来る、従つて數も殖え
て來て場所を選ばず出來て來るので、そうして經過するに従つて炎症々状は漸々減退して慢性のも
のに移行します、或は炎症々状が去ると共に顆粒は吸収されて癒つて仕舞ふものもあります、之は稀
てあります、分泌物は極く初めは涙液の性質で段々粘液及び膿球を混じて來て薄くはあるが多量であ
ります、是か急性トラホームでありますが是う云ふ經過を取るのは少くて多くは、

慢性トラホーム として現はれます症狀は大抵前の症狀に似て居るが、急性炎症々状なくて唯何と
なくしばしばして朝起きると上下眼瞼が眼脂で粘着して眼球がいくらか充血して居る位であります
是か普通吾々の申すトラホームであります、現今多く行はれて居ります輕症の重症の區別は甚だ分
け悪いので、今茲に病理的變化に基きて本症三期區別し申上ります、即ち第一期が胞發生期第二期
が胞の溶解期第三期が癥痕形成期であります、

第一期 の始めには外部より見れば少しの變状もないので、即ち炎症々状は少しもなく、初め上眼
瞼結膜に小さな顆粒が現はれて來る、其位置も前に御話した通り内外眥部或は穹隆部に現はれ又は中
央部に現はれて一局部に集簇する事もあれば散在性の事もある、概して其數は多くない結膜には充血

も少なく且つ滑澤であります、段々經過すると顆粒が漸次大きくなる、表面が隆くなる、同時に乳頭
が肥大して來る、殊に内外眥部が高度であります、翻轉して見ると穹隆部が暗赤色に飛び出して來る
初めは唯暗赤色で飛び出すが次には覆盆子の様になつて來ります、遂に鶏冠の様になつて現れて來る顆
粒は大きくなると共に段々數が増へて來る、此時期には結膜の上部に蛙の卵でも列べた様な工合で列
をなして出來る、そうして遂には顆粒が殖へて來て結膜全部には穹隆部下は眼瞼縁迄密着して來る
此の進行の時期には分泌物が比較的多いのです、顆粒の發生其他の變化は初め上眼瞼に初つて、遂に
下眼瞼其他部にも及ばります、此の顆粒の發生時期に於て合併症が起ることかあります之は主として
角膜の合併症でトラホームパンヌスと申します、初め角膜のト縁が高くなつて來て血管が少しばかり
新生して這へつて來て終ひには薛山の血管が這へつて來ます、そして角膜上皮は所々剝げて仕舞ひま
すから丁度針か何かで一面突いた様になつて來る、是れと同時に角膜は一般に濁つて來て小浸潤や小
潰瘍が多數に出來る爲めに角膜はまるで摺硝子の様になつて甚だ見悪い眼になります、此の外パンヌ
スとして現はれず、潰瘍が潤が出來ることかありますが、是は比較的少ない患者は絶えず、眼の中
へ何か入つて居る様で其苦痛は一通りではありません其ト分泌物が角膜に附着して視力も害されます
第二期 に於ては一面に顆粒の新生があると共に、一面には舊の顆粒は其大きさを増して軟かにな
つて隆起しなくなり其色が稍透明で汚黄色に變じて來る、且つ接近して出來て居る顆粒は二つ三つ連

合して稍大なる斑点となります、之を周圍から壓迫して見ると内容が漏れて其跡が少々な潰瘍になります、此の時期には炎症は結膜に止まらず眼瞼軟骨に迄及ぼして来る、そして變質した顆粒が密接し結膜の一部が半透明になります此の時を瀰菌性トラホームと稱します、此の時期の患者の自覺症は第一期と同じ様で、只一層劇しくなつて来るので其の上に眼瞼が重い様な感じがあります、合併症も此の時の方が多い角膜もパンヌスを起し眼瞼縁の糜爛を起したりパンヌス以外の角膜病を起したりして、総て第一期の所で申したより劇しい症状を起します、次は、

第三期の癍痕形成の時期で第二期より漸次移行するか、第一期の潰胞發生期より直に現はれるのであります、此の期に至つて癍痕を形成するのは軟化した顆粒の内容が抜け出た後か潰瘍になつて、次で癍痕となるのもあります、又顆粒の分解又は潰瘍に關係なく癍痕の出来ることもあります、癍痕形成は色々白色絲狀に出来たり、網狀に出来たり、或は全般に涉つて縦横に網羅して來ます、色は帶青白色で一吋見ると斑の様に見えます、

(以下次号)

◎馬匹去勢法の實施と畜主の心得

馬匹去勢法は愈々本月一日から實施せらるゝこととなつた明け三歳即ち數へ年三歳の牡馬は種馬でない限り去勢をしなければならぬこととなつた。従來は獎勵金を下附されたものか今後は否でも應でも去勢をしなければならぬこととなつたのである。そこで去勢は何時何處で誰かするかと云へは一部内凡そ三四個處の去勢所が置かれ春三月頃から五月の初め頃までの間に日割を定めて縣廳から去勢技術員が出張して施術するのである、之をして、去勢の費用は總て官費であるが其の日の飼料や去勢所へ差付けは畜主で負擔しなければならぬ併し施術後一週間は休養させなければならぬのであるが其の間に治療の爲め牽付ける場合には其費用として一回一頭に付て金拾五錢づゝ若し治療の爲め宿泊せなければならぬときには一泊金七拾錢以内の手當が官から渡されるのである、そうして若し馬が斃死したときには金六拾圓以内の賠償金か下付けらるゝのである。

以上は去勢施行の大体の順序であるが尙ほ畜主として注意せなければならぬことは、一月一日から全月十日までの間に馬の現届書を町村役場へ差出さねばならぬことである、例令其時期に馬を所有するにしても其の期日後に明け三歳の牡馬を持つこととなつたとき或は届出た馬の身体に病氣、負傷若くは賣却等故障の起つた時には直ちに届出でなければならぬ若し他人に預けあるときには預り人から

馬の所在地町村役場へ其手續をせなければならぬ尤も届出は口頭でよいのであるが若し届出をせぬときは罰金があるのである預り人も罰金は免かれぬのである尙ほ罰金を徴られるのは此の外に指定の日に去勢所へ馬を牽出さぬ場合も同様である此の場合には罰金を徴られた上で自費で去勢をせなければならぬことゝもなる、自費で去勢をすれば膏頭少くも參圓はかゝるし若し下手をして斃死しても賠償金は交付せられぬのである

去勢の効能は今更事新らしく云ふ迄もなく、外國では勿論内國でも毎年全國を通じて去勢するものは五千頭に上り大正三年福岡熊本の如きは壹千頭施術して居る其成績に依ると癡斃馬と云ふものは極めて少く四百頭に對して僅に壹頭の割合である、今日では去勢の利益を疑ふ者殆どないのみならず役用には去勢馬でなければならぬことになつて居る去勢馬となれば或は咬まれたり或は蹴られたりする心配もなく柔順で女子供にも統御はれる而かも長時間の労働にも耐ゆる譯となり且つ軍馬買上にも當りても去勢馬は壹頭に付て五圓以上高價に賣れるのであるから明三歳の牡馬を所有するもの又は預かる人は官廳の注意を受けるまでもなくお互に相戒めて期限内に届出をする事と期日に馬を牽き出すことを忘れぬが肝要である。(完)

馬匹去勢施行ニ關スル馬匹所有者ノ心得

事 項 規 則 期 限 様 式

- 一、去勢馬匹現在届
- 一、全 馬匹管理者設置及變更届
- 一、全 猶豫検査請求(現在届ニ附記)
- 一、全 馬匹届ニ異動アリタルトキノ届
- 一、全 馬匹ノ新タニ取得シタルトキノ届
- 一、全 猶豫馬匹ヲ検査所へ牽出スコト
- 一、全 馬匹受檢不能ノトキ届
- 一、全 馬匹讓渡ノ場合猶豫證ノ訂正
- 一、去勢馬匹ヲ去勢所へ牽出スコト
- 一、全 施術馬匹治療ノタメ牽出ノ場合牽出手當支給ヲ受ク(一回十五錢)
- 一、全上ノタメ宿泊スル場合宿泊手當支給ヲ受ク(一泊金七拾錢以内)
- 一、施術ノタメ斃死シタルトキ賠償金(三才 五拾圓以内)
- 一、負擔スヘキ費用
- 一、去勢猶豫受檢ノ爲牽出シノ費用

規 則 期 限 様 式	規 則 期 限 様 式
第 一 十 條	第 一 十 條
第 十 一 條	第 十 一 條
第 十 二 條	第 十 二 條
第 十 三 條	第 十 三 條
第 十 四 條	第 十 四 條
第 十 五 條	第 十 五 條
第 十 六 條	第 十 六 條
第 十 七 條	第 十 七 條
第 十 八 條	第 十 八 條
第 十 九 條	第 十 九 條
第 二 十 條	第 二 十 條
第 二 十 一 條	第 二 十 一 條
第 二 十 二 條	第 二 十 二 條
第 二 十 三 條	第 二 十 三 條
第 二 十 四 條	第 二 十 四 條
第 二 十 五 條	第 二 十 五 條
勅 令 三 條	勅 令 三 條
勅 令 二 條	勅 令 二 條

- 一、去勢馬匹牽付不能届(町村長證明書添付)
- 一、丙種去勢猶豫證下付願
- 一、自費去勢施行(自己ノ便宜ニテ)
- 一、去勢猶豫證亡失ノ場合(再及下付願)
- 一、全 猶豫證返納

馬匹去 執行ニ關スル町村長心得事項

事 項

- 一、去勢猶豫検査立會
- 一、全 馬匹現在届ノ受理
- 一、全 馬匹連名簿ヲ作り去勢技術員ニ交付スルコト
- 一、検査馬匹連名簿ヲ作り馬匹検査員ニ交付スルコト
- 一、去勢馬匹頭數表提出
- 一、全 異動届ノ受理(連名簿訂正)
- 一、全 異動通知(検査員又ハ技術員)
- 一、全 新取得届受理及報告

- 一、去勢猶豫馬匹受檢不能届受理及報告
- 一、去勢馬匹牽付不能ニ對スル證明書交付
- 同 上 郡市長心得事項
- 一、去勢馬匹頭數表受理及報告
- 一、畜主ヨリ地方長官提出書類ノ審査進達

全	第二十六條
第	二十六條
第	二十七條
第	二十八條
第	二十九條
第	三十條
第	三十一條
第	三十二條

規	第四條
則	第十一條
期	第十二條
限	第十四條
樣	第十五條
式	第十六條

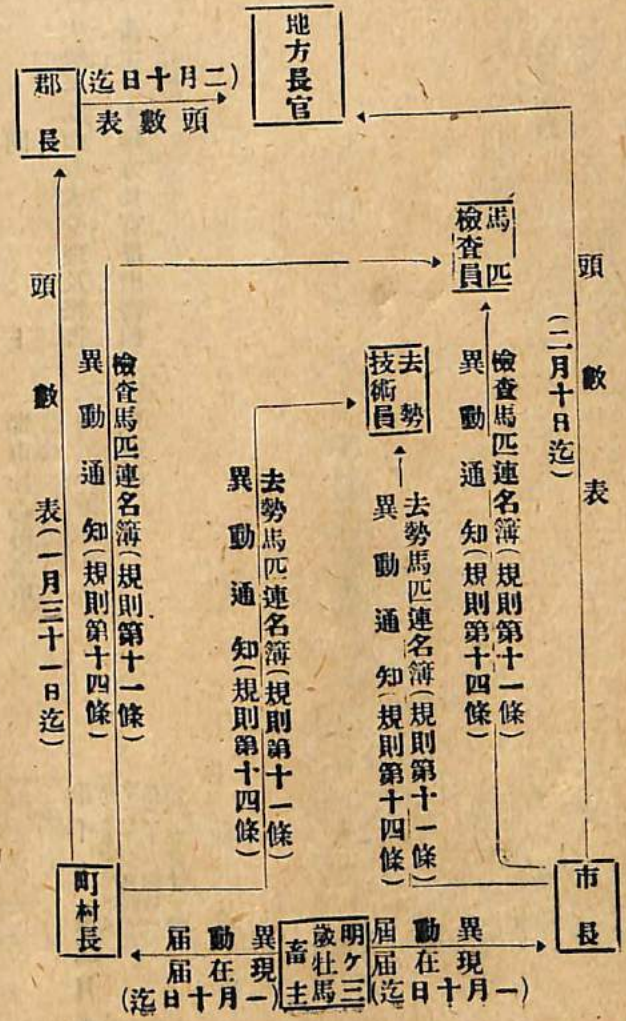
五 四 三 式

第	第十二條
第	十三條
第	十四條
第	十五條
第	十六條
第	十七條
第	十八條
第	十九條
第	二十條
第	二十一條
第	二十二條
第	二十三條
第	二十四條
第	二十五條
第	二十六條
第	二十七條
第	二十八條
第	二十九條
第	三十條
第	三十一條
第	三十二條

二月十日

五

去勢馬匹現在届取扱系統圖



大正六年一月廿七日 印刷
大正六年一月卅一日 發行

〔非賣品〕

發行人 利根部長 野中富三郎

編輯人 利根部書記 中村角造

印刷人 須田久吉

印刷所 啓文社

發行所 群馬縣利根郡役所